

(第 5 回各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会時点 未定稿)

# 各務原市特別支援学校整備 基本構想・基本計画（素案）

令和 2 年 11 月

各 務 原 市

# 目 次

---

## 第Ⅰ編 基本構想

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 第1章 特別支援学校整備の背景.....          | I-1  |
| 1 策定の趣旨 .....                 | I-1  |
| 2 特別支援教育の充実に向けた取組.....        | I-1  |
| 第2章 特別支援学校の特性・関連計画等 .....     | I-3  |
| 1 特別支援学校に求められる教育環境 .....      | I-3  |
| 2 目指すべき学校の姿 .....             | I-3  |
| 3 関連計画の整理 .....               | I-5  |
| 第3章 整備の必要性.....               | I-6  |
| 1 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況 ..... | I-6  |
| 2 アンケート結果のまとめ .....           | I-8  |
| 3 特別支援学校整備の必要性 .....          | I-9  |
| 第4章 基本理念・基本方針.....            | I-10 |
| 1 基本理念 .....                  | I-10 |
| 2 基本方針 .....                  | I-10 |
| 3 学校規模 .....                  | I-10 |
| 第5章 整備方針・建設場所.....            | I-12 |
| 1 建設候補地の検討 .....              | I-12 |
| 2 施設整備の基本方針 .....             | I-12 |
| 3 施設機能・規模.....                | I-12 |
| 4 施設配置方針.....                 | I-16 |
| 第6章 事業の進め方.....               | I-18 |
| 1 整備スケジュール .....              | I-18 |
| 2 整備手法の検討 .....               | I-18 |
| 3 現特別支援学校の今後の利用方法 .....       | I-18 |

## 第Ⅱ編 基本計画

### 第1章 整備計画 .....

- 1 計画コンセプト .....
- 2 施設整備方針 .....
- 3 事業工程計画 .....

### 第2章 敷地概要 .....

- 1 敷地概要 .....
- 2 現況写真 .....
- 3 付近見取図 .....
- 4 現況図 .....
- 5 用途地域他 .....

### 第3章 配置計画 ..... Ⅱ-1

- 1 計画条件 ..... Ⅱ-1
- 2 配置計画 ..... Ⅱ-1
- 3 外構計画方針 ..... Ⅱ-2
- 4 造成計画方針 ..... Ⅱ-3

### 第4章 建築計画 ..... Ⅱ-4

- 1 計画概要 ..... Ⅱ-4
- 2 平面計画 ..... Ⅱ-5
- 3 立面計画 ..... Ⅱ-9
- 4 断面計画 ..... Ⅱ-9
- 5 仕上計画 ..... Ⅱ-10
- 6 構造設備方針 ..... Ⅱ-11
- 7 電気設備方針 ..... Ⅱ-12
- 8 機械設備方針 ..... Ⅱ-14

#### 「障がい」の表記について

各務原市では、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、共生社会の実現を目指しています。

本計画書では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や既存の計画、団体等の固有名称等については、これまで通り「害」の字を使っているケースがあります。このため、本計画書では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

## 第5章 整備方針・建設場所

### 1. 建設候補地の検討

(別紙)

### 2. 施設整備の基本方針

特別支援教育の総合的な観点や校舎整備面、運営管理面等に関する事業の基本方針、学級編制等の設置方針、管理運営方針等について検討し、全体のコンセプトを策定する。

#### (1) 校舎整備の基本方針

- ・平屋または2階建ての校舎
- ・シンプルで分かりやすい平面レイアウト
- ・教室棟と屋内運動場の近接性
- ・リラックスした環境で学習できる内装の木質化
- ・従来からの規格にとらわれないフレキシブルな設計
- ・環境に配慮した太陽光発電の導入
- ・自家発電装置など防災設備の導入
- ・高速かつ大容量の情報通信機器の整備

#### (2) 運営管理の基本方針

- ・ICT 機器を活用したオンライン授業への対応
- ・防犯カメラや施錠管理など防犯面への配慮
- ・福祉避難所としての位置付け、運用

#### (3) 学級編制の基本方針

- ・1 学級あたり小・中学部 6 人、高等部 8 人（肢体・重複は 3 人）を基本とする。

#### (4) 全体コンセプト

**木の温もりに包まれた落ち着いた教育環境**

### 3. 施設機能・規模

特別支援学校の建設にあたり、児童生徒にとって、安全・安心な学習環境であることが最も重要であり、在籍する児童生徒が生活しやすいバリアフリーに配慮した施設整備を行うとともに、将来の自立・社会参加を目指して学ぶための施設・設備を整備する必要がある。また、市内の特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校として、市内の教職員や児童生徒、保護者等に対する相談・助言をはじめ、地域の人々との交流活動や啓発活動等の実施など、特別支援教育を推進するための整備を行う。

## (1) 施設整備の概要

「特別支援学校施設整備指針 第3章平面計画」に示される施設構成を参考に、新特別支援学校に整備する施設の概要を以下に整理する。

### ■施設構成（案）

|             | 施設           | 概要                   | 必要性 |
|-------------|--------------|----------------------|-----|
| 学習関係諸室      | 普通教室         |                      | ◎   |
|             | 多目的教室・プレイルーム |                      | ○   |
|             | 特別教室・教科教室    |                      | ◎   |
|             | 作業学習関係諸室     |                      | ◎   |
|             | 自立活動関係諸室     |                      | ◎   |
|             | 専門教育関係教室     |                      | ◎   |
|             | その他の学習関係諸室   | 教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室 | ○   |
|             |              | 特別活動室                | △   |
|             |              | 放送室                  | △   |
|             |              | 教材・教具等の作成・収納空間       | ○   |
|             |              | 自習スペース               | △   |
|             | 講義室          |                      | △   |
|             | 日常生活学習関係教室   | 和室、調理室               | ○   |
| 屋内運動施設      | 屋内運動場        |                      | ◎   |
|             | 武道場          |                      | △   |
|             | 屋内プール        |                      | △   |
| 動線空間        | 昇降口、玄関       |                      | ◎   |
|             | 廊下、階段        |                      | ◎   |
| 生活・交流空間     | ロビー・ラウンジ     |                      | △   |
|             | 食堂・ランチルーム    |                      | ○   |
|             | 調理室、配膳室      |                      | ○   |
|             | 講堂・ホール       |                      | ○   |
|             | ホームベース       | （教科教室型の運営の場合）        | △   |
|             | 部室           |                      | △   |
| 共通空間        | 便所           |                      | ◎   |
|             | 洗浄施設         |                      | ◎   |
|             | ロッカースペース     |                      | ◎   |
| 学校開放のための空間  |              |                      | ○   |
| センター的機能関係諸室 | 研修室          |                      | ○   |
|             | 学習室          |                      | ○   |
|             | 相談室          |                      | ○   |
| 管理関係室       | 教職員諸室        |                      | ◎   |
|             | 保健室          |                      | ◎   |
|             | 保護者等控え室      |                      | △   |
|             | 受付           |                      | ○   |
|             | 倉庫、機械室       |                      | ◎   |

◎：必ず必要となる部屋、○：整備方針に応じて必要となる部屋、△：あると良い部屋

## (2) 施設規模の概要

新特別支援学校に整備する諸室の面積規模を以下に想定する。県立羽島特別支援学校の整備事例を参考に 1 室あたりの面積 42 m<sup>2</sup> (6m×7m) を基準とする。特別教室等は、準備室 0.5 室分を含め 2 室分の面積 84 m<sup>2</sup>を確保する方針とする。また、先進的な事例として、東京都の「特別支援学校施設整備標準」に示される諸室や面積規模を参考とする。

赤字は、前回意見の反映箇所

### ■教室関係の施設規模（案）

| 学校名     |            | 羽 島 |      |     | 各務原 |      |     | 必要性 | 摘 要         |
|---------|------------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------------|
| 室 名     |            | 室数  | 単位面積 | 面積計 | 室数  | 単位面積 | 面積計 |     |             |
| 普通教室    | 小学部        | 13  | 42   | 546 | 13  | 42   | 546 | ◎   | 収納スペース確保    |
|         | 小学部（重複）    | 5   | 42   | 210 | 5   | 42   | 210 | ◎   | //          |
|         | 中学部        | 7   | 42   | 294 | 7   | 42   | 294 | ◎   | //          |
|         | 中学部（重複）    | 3   | 42   | 126 | 3   | 42   | 126 | ◎   | //          |
|         | 高等部        | 14  | 42   | 588 | 13  | 42   | 546 | ◎   | //          |
|         | 高学部（重複）    | 3   | 42   | 126 | 5   | 42   | 210 | ◎   | //          |
| 特別教室    | 音楽室        | 1   | 72   | 72  | 1   | 126  | 126 | ◎   |             |
|         | 図工・美術室     | 1   | 70   | 70  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | 家庭科室(被服)   | 1   | 99   | 99  | 1   | 47   | 47  | ◎   |             |
|         | 家庭科室(調理)   | 1   | 70   | 70  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | 理科室        | 1   | 70   | 70  | 1   | 47   | 47  | ◎   |             |
|         | 図書室        | 1   | 58   | 58  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | 木工室        | 1   | 96   | 96  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | 陶芸室        | 1   | 99   | 99  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | 社会科室       |     |      |     | 1   | 84   | 84  | ○   | ※外国語・PC 室兼用 |
|         | スヌーズレン室    |     |      |     | 1   | 42   | 42  | ○   |             |
|         | パソコン室      | 1   | 56   | 56  | 4   | 63   | 63  | ◎   | 機材として対応     |
|         | 実習室        |     |      |     | 3   | 105  | 315 | ◎   | (工場、清掃、農業)  |
|         | 食品加工室      | 1   | 96   | 96  |     |      |     | ○   | 上記実習室と選択    |
|         | 農業作業室      | 1   | 72   | 72  |     |      |     | ○   | 上記実習室と選択    |
|         | クリーニング室    | 1   | 75   | 75  |     |      |     | ○   | 上記実習室と選択    |
| 特別活動室   | 児童・生徒会室    | 1   | 26   | 26  | 1   | 42   | 42  | △   |             |
|         | 集会室        |     |      |     | 1   | 168  | 168 | ○   | 小学部等の運動にも活用 |
|         | 更衣室(児童・生徒) | 6   | 21   | 126 | 6   | 21   | 126 | ◎   |             |
| 自立活動関係室 | 多目的室       | 1   | 84   | 84  | 1   | 93   | 93  | ○   | 喫茶、地域啓発活動   |
|         | 喫茶厨房       | 1   | 13   | 13  | 1   | 16   | 16  | ○   |             |
|         | 生活訓練室      |     |      |     | 1   | 84   | 84  | ○   | ※           |
|         | 言語訓練室      |     |      |     | 1   | 84   | 84  | ○   | ※           |
|         | 自立活動室      | 1   | 56   | 56  | 1   | 84   | 84  | ◎   |             |
|         | ブレイルーム     | 1   | 56   | 56  |     |      |     | ○   |             |
| 体育関係室   | アリーナ       | 1   | 865  | 865 |     |      |     | ○   | ステージ等含む     |
|         | 体育室        |     |      |     | 1   | 805  | 805 | ◎   |             |
|         | ステージ       |     |      |     | 1   | 115  | 115 | ◎   |             |
|         | プール        | 1   | 400  | 400 | 1   | 448  | 448 | ○   | 25×10m      |
|         | 付属室(プール)   | 1   | 12   | 12  | 1   | 135  | 135 | ○   | ジャグジー含む     |
|         | ジャグジー      | 1   | 108  | 108 |     |      |     | ○   | 更衣室・WC 含む   |
|         | 機械室        | 1   | 72   | 72  | 1   | 75   | 75  | ○   |             |

◎：必ず必要となる部屋、○：整備方針に応じて必要となる部屋、△：あると良い部屋  
※摘要欄の「※」は、「特別支援学校施設整備標準（東京都）」より設定した項目を示す。

■管理室関係の施設規模（案）

| 学校名       |            | 羽 島 |          |         | 各務原 |          |         | 必要性 | 摘 要       |
|-----------|------------|-----|----------|---------|-----|----------|---------|-----|-----------|
| 室 名       |            | 室数  | 単位<br>面積 | 面積<br>計 | 室数  | 単位<br>面積 | 面積<br>計 |     |           |
| 管理<br>関係室 | 校長室兼応接室    | 1   | 55       | 55      | 1   | 63       | 63      | ◎   |           |
|           | 職員室        | 1   | 405      | 405     | 1   | 436      | 436     | ◎   |           |
|           | 事務室        | 1   | 64       | 64      | 1   | 42       | 42      | ◎   |           |
|           | 給湯室        | 1   | 5        | 5       | 1   | 6        | 6       | ○   |           |
|           | 標本・資料室     | 1   | 56       | 56      | 1   | 45       | 45      | ○   |           |
|           | 教材室        | 1   | 39       | 39      | 4   | 18       | 72      | ◎   |           |
|           | 書庫         | 1   | 18       | 18      | 1   | 45       | 45      | ◎   |           |
|           | 会議・研修室     | 1   | 134      | 134     | 1   | 165      | 165     | ◎   |           |
|           | 保健室        | 1   | 64       | 64      | 1   | 64       | 64      | ◎   |           |
|           | 印刷・放送室     | 1   | 42       | 42      | 1   | 30       | 30      | ○   |           |
|           | 更衣室(教職員)   | 1   | 56       | 56      | 1   | 79       | 79      | ◎   | 29+50     |
|           | 休養室        |     |          |         | 2   | 42       | 84      | △   | ※         |
|           | 保護者控室      |     |          |         | 1   | 42       | 42      | △   | ※         |
|           | 運転手控室      |     |          |         | 1   | 21       | 21      | △   | ※         |
|           | OA機器室      |     |          |         | 1   | 15       | 15      | △   | ※         |
|           | 倉庫         | 2   | 9        | 18      | 1   | 64       | 64      | ○   | 32×2      |
|           | 階段下倉庫      | 5   | 13       | 65      |     |          |         | ○   |           |
|           | 進路指導室      |     |          |         | 1   | 42       | 42      | ○   | ※         |
|           | 教育相談室      |     |          |         | 1   | 21       | 21      | ○   | ※         |
| 共用室       | 食堂（ワゴン室含む） |     |          |         | 1   | 323      | 323     | ○   |           |
|           | 給食室        |     |          |         | 1   | 252      | 252     | ○   |           |
|           | 配膳室・配膳検収室  | 1   | 21       | 21      |     |          |         | ○   |           |
|           | 体育倉庫       |     |          |         | 1   | 60       | 60      | ○   |           |
|           | 地域支援室      | 1   | 29       | 29      | 1   | 27       | 27      | ○   |           |
|           | 地域開放用トイレ   |     |          |         | 1   | 32       | 32      | ○   |           |
|           | 男女トイレ      | 4   | 32       | 128     | 2   | 42       | 84      | ◎   |           |
|           | 男女・多目的トイレ  | 10  | 32       | 320     | 14  | 32       | 448     | ◎   | オストメイト対応  |
|           | 教職員トイレ     | 1   | 42       | 42      | 1   | 42       | 42      | ◎   | （男女・多目的）  |
|           | 開放用倉庫      |     |          |         | 1   | 40       | 40      | ○   |           |
|           | 備蓄倉庫       |     |          |         | 1   | 70       | 70      | ○   |           |
|           | 非常用発電機室    |     |          |         | 1   | 21       | 21      | ○   |           |
| 計         |            |     | 約 5,200  |         |     | 約 7,100  |         |     | プール・トイレ除く |

※上記に加え、動線部分（職員玄関、昇降口、廊下、トイレ、階段、ホール、スロープ、エレベーター、機械室等）の面積を 50%と想定して加算。

（「特別支援学校施設整備標準（東京都）」では、教室面積 65 m<sup>2</sup>に対して動線面積 40%とされているが、本検討では教室面積 42 m<sup>2</sup>のため、比率を考慮して動線面積 50%とした。）

総面積＝普通教室＋特別教室＋特別活動室＋自立活動関係室＋体育関係室＋管理関係室＋共用室＋動線面積（50%）

【配慮事項】

- ・地域支援室、交流喫茶用の玄関を設ける。
- ・乗降スペースの屋根は、雨の降り込みに配慮し、低く抑える。
- ・砂埃が立ちにくいグラウンド面とする。

以上より、総延床面積は、体育館を含め、約 11,000 m<sup>2</sup>と想定する。

## 4. 施設配置方針

---

校内の施設の配置においては、児童生徒の安全や学校教育活動等に配慮し、スクールバスや保護者、来訪者などとの動線を考慮して、徒歩通学者と出入口を分離するなど、利用者動線に配慮した配置とする。

### 【主な施設配置上の配慮事項】

- ・ 児童生徒と車両及び来訪者との動線の分離
- ・ 校舎から体育館までの最短で明快な動線の確保
- ・ 雨天時の車両への乗降に配慮した車寄せスペース
- ・ スクールバスや放課後等デイサービスなどの送迎車両のロータリー
- ・ 教職員や保護者向けの必要十分な駐車場スペース

### □条件

- ・ 敷地東側道路は敷地側に拡幅し 6m道路とする。
- ・ 北、西側に付け替え 6m道路を新設する。
- ・ 敷地中央部の用水路を南側に付け替える。

### □ゾーニング

- ・ 基本は、校舎を敷地中央北側に、南側にグラウンドを配置する。

### □アプローチ

- ・ 羽場駅からのアクセスとして、交差点の間隔が狭く交通が輻輳しやすい西側道路を避けた南道路側に正門を設け、交差点からは敷地内に水路敷と合わせ歩道を新設する。
- ・ 出入り口は歩車分離を図る。
- ・ 敷地内歩道は幅員 4 m で、正門から直進して昇降口へアプローチする。
- ・ 車道は幅員 8 m の交互通行により、バスロータリー及び保護者・来客用駐車場へ出入り可能とする。

### □校舎

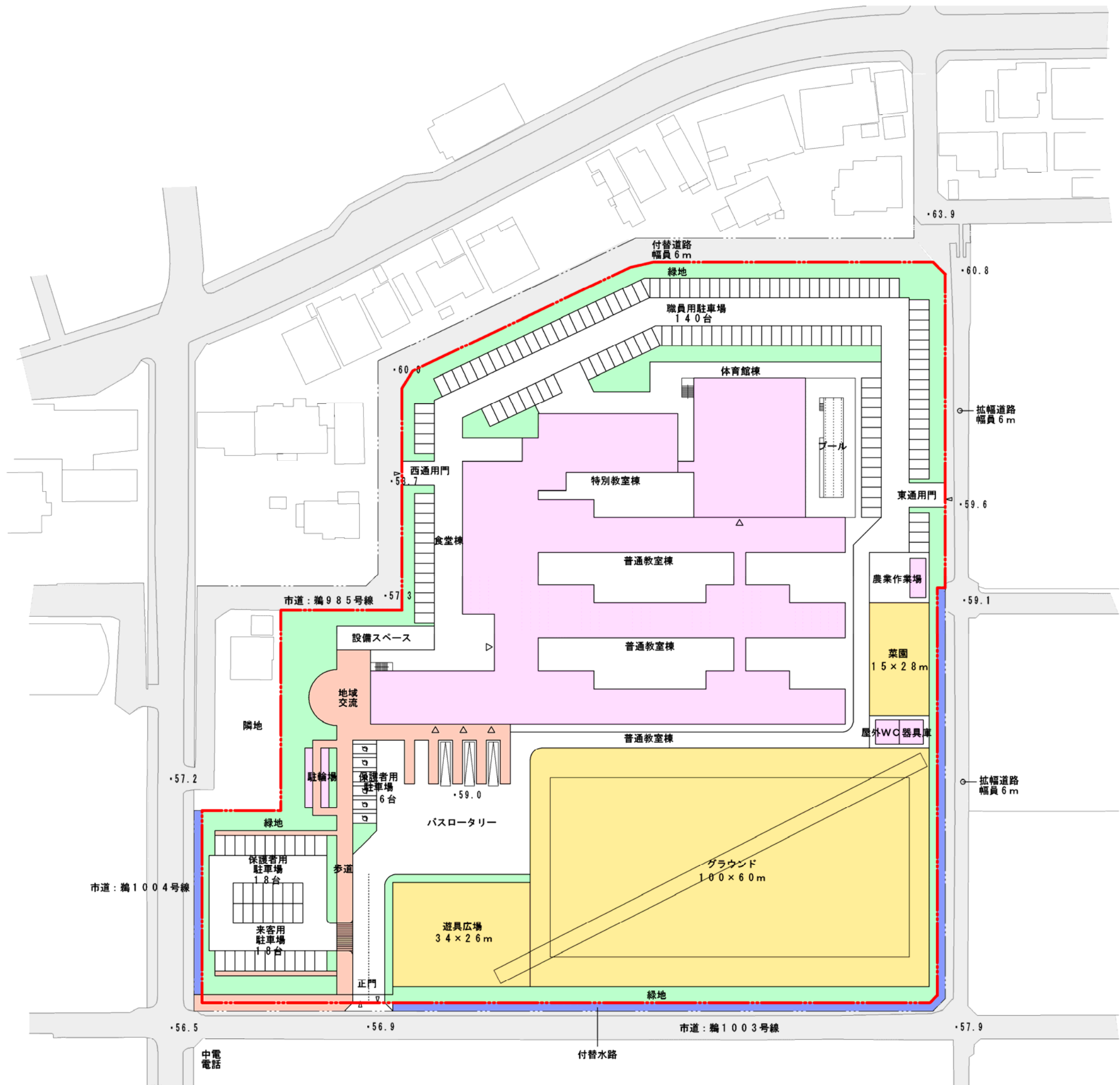
- ・ 普通教室は日当たりの良い南向きを基本とし、小中高のゾーニングを図る。
- ・ 管理諸室は、昇降口上部に南西側に配置し、職員室からは児童生徒の出入りや運動場への視線を確保する。
- ・ 特別教室は北側及び西側に配置する。
- ・ 体育館棟及び屋外プールは校舎北側に配置し、東通用門からアクセス可能とする。
- ・ 校舎周囲は緑地や周回できる通路を確保する。

### □グラウンド

- ・ グラウンドは東西 100m×南北 60mを確保する。
- ・ 低学年の遊具広場として、昇降口に近い位置へ 34×26mの広さを確保する。

### □その他

- ・ 敷地北側には職員用駐車場 140 台を確保し、出入りは東、西通用門からとする。
- ・ 菜園は東側に 15×30mで農業作業場と合わせて配置する。
- ・ 敷地周囲には緑地を確保する。



## 第6章 事業の進め方

### 1. 整備スケジュール

令和7年度開校に向け、下記のスケジュールに沿って小中高一貫の特別支援学校の整備を進めます。

|      | R2                      | R3                      | R4             | R5             | R6                          | R7            |
|------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|---------------|
| 新設学校 | 基本構想・<br>基本計画<br>●————● | 基本設計・<br>実施設計<br>●————● | 造成工事<br>●————● | 建築工事<br>●————● | 開校準備<br>●●————●             | 開校 →          |
| 既存校舎 | 方針検討<br>————→           | ・庁内確認<br>・市場調査          | ・活用検討<br>・募集要項 | ・基本設計<br>・提案募集 | ————→ 閉校<br>・実施設計<br>・事業者募集 | 改修工事<br>(利活用) |

### 2. 整備手法の検討

- ・国の補助金（小中学部：公立学校施設整備費負担金：補助率 1/2、高等部：学校施設環境改善交付金：補助率 1/3）を前提とした公設公営が基本となる。
- ・PFI事業（BOT方式）として実施することが考えられるが、運営部分は公共が実施するため、創意工夫の余地は小さく、費用対効果の面から採用の可能性は低い。
- ・部分的な民間委託により、サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間企業の活用を前提とした民間委託方式を検討する。

### 3. 現特別支援学校の今後の利用方法

- ①他用途への転用（公共施設として存続）
- ②公益団体への無償貸与（準公共施設として存続）
- ③民間活用（売却・賃貸）
- ④解体（学びの森の拡張整備）

#### 【公共施設としての転用例】

- ・教育施設（教育相談センター、教育研修センター、適応指導教室）
  - ・保育施設（発達支援センター、母子通園施設、子育て支援センター）
  - ・福祉施設（福祉作業所、放課後等デイサービス、グループホーム）
  - ・公園施設（学びの森の拡張、公園内施設としての活用）
- ※建物を公園施設またはP-PFIで活用の可能性

## 第3章 配置計画

### 1. 計画条件

---

基本構想の配置方針に基づき、校舎を敷地中央北側に、グラウンドを南側に配置する。

### 2. 配置計画

---

#### (1) アプローチ

- ・羽場駅からのアクセスに配慮して、南道路側に出入り口を計画する。
- ・出入り口は歩車分離を図る。
- ・正門及び通用門を計画する。

#### (2) 校舎

- ・2階建てを基本に、普通教室棟・特別教室棟・体育館棟・食堂棟等で構成する。
- ・普通教室棟は、南向きを基本に計画する。

#### (3) グラウンド

- ・グラウンドは東西100m×南北60mを確保する。
- ・低学年の遊具広場として34m×26m程度の広さを確保する。

#### (4) その他

- ・駐車場は来客用・保護者用・職員用として、合わせて180台以上を確保する。
- ・敷地内に菜園を計画する。
- ・緑地は、敷地内及び外周部へ積極的に計画する。

### 3. 外構計画方針

---

それぞれの空間にあった素材や仕上を選定し、バリアフリー及びユニバーサルデザインにより、児童生徒・保護者・職員が安全に施設へ訪れることができるよう配慮する。

#### (1) 校門

- ・正門は、スクールバス及び来訪者の出入りとして計画する。
- ・校門には、許可のない者の進入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせ、児童生徒の安全を確保する。
- ・校門には門扉等を設置し、施錠可能なよう計画する。
- ・正門以外に職員の出入りに利用する通用門を2か所計画する。

#### (2) グラウンド等

- ・グラウンドは、児童生徒が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分な広さとし、100mの直走路やサッカーができる広さを確保する。
- ・グラウンドの土は、排水性を考慮した上で砂埃の立たない土を使用し、車両の乗り入れも想定し、耐圧性の優れたものとする。
- ・グラウンドは雨水抑制としての貯留機能をもたせる。
- ・低学年の遊具広場もグラウンドと同じ仕様とする。

#### (3) 植栽計画

- ・緑化面積は、開発基準（敷地緑化率 10%、敷地外周 5%）を満たすこと。
- ・敷地の外周部等は、四季を感じる樹木等を植栽し緑豊かな環境を創造し、児童生徒の情操を養うため、施設と植栽において空間的な演出を行うこと。なお、中高木は避けできる限り管理の手間がかからない低木を前提とする。
- ・駐車場には樹木や植栽を設けたり、緑化ブロックを用いる等、殺伐とした景観とならないよう配慮する。

#### (4) 駐車場・駐輪場

- ・駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮し、ゆとりのある車路幅により容易な駐車可能な計画とする。
- ・障がい者用駐車場は、エントランスに近接した位置に計画する。
- ・スクールバスの寄り付きには、十分な転回スペースを確保したバスロータリーを設け、安全に児童生徒が乗降できる駐車場を計画する。駐車場には雨天の乗降に支障のない大屋根を計画する。
- ・駐輪場はエントランスの近くに、通学する生徒、喫茶を利用する地域の方、卒業生等の利用を想定して計画する。

#### (5) サイン計画

- ・施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字デザインで、施設内部及び敷地内のわかりやすい位置に計画する。
- ・保護者、来客者用駐車場は、路面標示も含めた誘導サインにより適切な案内表示を計画する。

#### 4. 造成計画方針

---

敷地は、全体に水田が広がり、中央部で東西に道路や水路が現存する形で繋がり、東・南・西側は道路に接道している。道路面での標高（国土地理院調べ）は、約 57m～61mと高低差が 4m程あり、施設の地盤を適切な高さで造成する必要がある。

##### （１）造成高

- ・計画高（仕上高）として、高低差の 1/2 を目安にすると、標高 59m程度が妥当と  
思えるが、詳細な検討が必要である。
- ・周囲の道路との接続では、南側で約 2mの差、東側中央部で同レベル、西側で約 1.5  
mの差となり、無理なくアクセスが可能となる。
- ・造成高は、仕上高より-20cm 程度で計画する。

##### （２）擁壁等

- ・盛土側は、敷地の有効利用を図るため、擁壁等の構造物を計画する。
- ・切土側は、緑地等により安全な法面で計画する。

##### （３）道路・水路等

- ・敷地中央部を東西につながる道路は廃止し、北側に付替道路（幅員 6m）を計画し、  
迂回できる計画とする。
- ・敷地中央部の東西につながる水路は廃止し、南側に迂回した付替水路を計画する。
- ・水路の形状は、オープン形式及び閉鎖形式（ボックスカルバート）を検討する。
- ・敷地東側道路は、幅員約 3.6mと狭いので、敷地側に拡幅し 6m道路として計画す  
る。

## 第4章 建築計画

### 1. 計画概要

事業区域 3ha から  
外周道路を除いた  
建物の敷地面積

#### (1) 敷地概要

- 1) 計画地： 岐阜県各務原市鵜沼羽場町 2 丁目地内
- 2) 敷地面積： 約 27,600 m<sup>2</sup> (国土地理院基盤地図情報より)
- 3) 地域地区等：市街化調整区域、法 22 条区域  
北側に第 2 種住低層住居専用地域及び第 1 種低層住居専用地域あり
- 4) 接続道路： 西側道路 幅員約 12m (市道 鵜 1004 号線)  
南側道路 幅員約 6m (市道 鵜 1003 号線)  
東側道路 幅員約 3.6m (市道 鵜 1006 号線)  
中央道路 幅員約 4.5m (市道 鵜 985 号線)
- 5) 給水： 西側及び中央道路に 100Φ敷設
- 6) 排水： 下水は西側及び南側道路に本管 800Φ敷設  
(下水道処理区域外ではあるが接続については協議が必要)  
雨水は、西・南側道路側溝あり
- 7) 都市ガス： 西側道路に 150A敷設  
中央道路に 50A敷設
- 8) 電力： 西側道路より引き込み可
- 9) 電話： 西側道路より引き込み可

#### (2) 施設概要

- 1) 構造： 鉄筋コンクリート造一部屋根鉄骨造とする。
- 2) 階数： 2階建てを基本とする。
- 3) 延床面積： 約 11,000 m<sup>2</sup>以内とする。
- 4) 定員： 小学部児童 93 名  
(最大在籍 者数) 中学部生徒 51 名  
高等部生徒 119 名 合計 263 名
- 5) 校舎施設： 普通教室棟×3 棟 (小学部、中学部、高等部教室)  
特別教室棟  
体育館棟 (1 階は特別教室等、2 階に屋内運動場)  
食堂棟 (食堂、厨房、会議室、集会室等)  
※管理諸室は普通教室棟に併設して計画
- 6) 附属施設： 屋外便所 鉄骨造平屋建て 1 棟  
屋外器具庫 鉄骨造平屋建て 1 棟  
農業作業場 鉄骨造平屋建て 1 棟  
駐輪場 アルミ造平屋建て 1 棟  
ポンプ室 ステンレス造平屋建て受水槽併設 1 棟

## 2. 平面計画

---

全体のコンセプト「木の温もりに包まれた落ち着いた教育環境」を実現するため、下記の基本方針を設定し具体化することで、より良い教育環境を構築する。

- ① 高機能かつ多機能で変化に対応しうる施設
- ② 健康的かつ安全でゆとりと潤いのある施設
- ③ 地域との交流や防災に配慮した施設
- ④ 自然環境と調和した施設

### (1) 基本的な考え方

- ① 高機能かつ多機能で変化に対応しうる施設
  - ・児童生徒数に応じた適切な施設規模とし、利用効率の高い活気ある学校づくりを図り、一体感のある施設とする。
  - ・どの学部学年も使いやすく、落ち着いて学習ができ、特性に応じた教育ができる環境とする。
  - ・児童生徒の集中力や、学習内容に応じた多様な使い方が可能となるよう工夫する。また、ＩＣＴ等による先進的な教育活動が効果的に行える施設とする。
  - ・特別教室については、それぞれの教科の専門性を考慮した諸室とする。
- ② 健康的かつ安全でゆとりと潤いのある施設
  - ・日照、自然採光、自然換気を生かし、健康で快適な室内環境を実現する。
  - ・児童生徒及び教職員が長い間過ごす生活の場として、居心地がよく、安らぎを感じることができる空間とする。
  - ・児童生徒の体力及び運動機能の向上、心身の健康維持のため、グラウンド、屋内運動場の空間を十分に確保する。
- ③ 地域との交流や防災に配慮した施設
  - ・学校と地域が一体となり、児童を育てていけるよう、地域住民が親しみを持てる施設とする。
  - ・ＰＴＡ活動や交流、イベントの開催等を想定し、来訪者（保護者、地域住民等）の安らぎと豊かなコミュニケーションに配慮した施設とする。
  - ・災害に強く、児童生徒の命を守る安全・安心な施設とする。
  - ・施設の耐震性や情報通信機能の確保等、学校としての防災機能を確保する。
- ④ 自然環境と調和した施設
  - ・自然採光、風通し（自然換気）等の自然エネルギーを積極的に活用し、地球環境に配慮する。
  - ・環境に配慮した太陽光発電設備の導入を計画する。
  - ・敷地周囲及び校舎廻りは積極的に緑化し、豊かな屋外環境を計画する。

### (2) 必要諸室のあり方

#### 1) 普通教室

- ・普通教室は日当たりの良い南向きに計画する。

- ・小学部、中学部、高等部それぞれのまとまりを重視した計画とする。
- ・教室から特別教室等への移動において、学校内のまとまりのある活動空間を通り抜けることなく移動できる構成とする。
- ・2 室連続して使用する場合は、移動間仕切を設け一体で使えるようにする。
- ・重複クラスには、床暖房を設置する。
- ・教室内にはロッカースペースや手洗いを計画する。

## 2) 特別教室

### □音楽室

- ・音楽室は準備室を設ける。
- ・他の教室や近隣への音の影響に配慮する。

### □図工・美術室

- ・図工、美術室は準備室を設ける。
- ・屋外での活動にも配慮して1 階に計画する。

### □家庭科室（調理）

- ・家庭科室は準備室を設ける。
- ・教師用、生徒用の調理台を計画する。

### □理科室

- ・被服室としても兼用できるよう、多目的な利用に配慮する。

### □図書室

- ・リラックスした雰囲気、読書や学習ができるよう計画する。

### □木工室

- ・木工室は準備室を設ける。
- ・資材の搬入及び作業音を考慮して1 階に計画する。

### □陶芸室

- ・陶芸室は準備室を設ける。
- ・資材の搬入及び作業音を考慮して1 階に計画する。

### □社会科室

- ・外国語室・パソコン室としても兼用できるよう、多目的な利用に配慮する。

### □スヌーズレン室

- ・普通教室に近い位置に計画する。
- ・生活を高める活動ができるよう、内装や設備を計画する。

### □実習室

- ・実習室は準備室を計画する。
- ・実習内容を確実に履行できるよう、十分なスペースを計画する。

## 3) 特別活動室

### □児童・生徒会室

- ・児童生徒の自主的な生徒会活動を促す場とする。

□集会室

- ・小学部、中学部の集会を含めた多目的な活動の場とする。
- ・移動間仕切により、分割して利用できる計画とする。

□更衣室（児童・生徒）

- ・小学部、中学部、高等部それぞれに設け、プライバシー、防犯に配慮する。

4) 自立活動関係諸室

□多目的室

- ・地域の方との交流や地域啓発活動等、多目的な利用を考慮する。
- ・喫茶厨房を併設する。

□生活、言語訓練室・自立活動室

- ・諸室はまとめてゾーニングすることで、互いの活動の相乗効果を図る。

□プレイルーム

- ・普通教室に近い位置に計画する。

5) 体育関係室

□体育室

- ・バレーコート2面以上のできる限り広いスペースを確保する。
- ・行事に必要な規模のステージ、放送室及び器具庫を計画する。
- ・地域開放等の多目的な使用に配慮する。
- ・配置計画上利用しやすい位置とし、運動により発生する音・振動に配慮した構造とする。

□プール

- ・屋外プールとして、25m×2コースの大きさを確保する。
- ・地上に設ける場合は、外部からの視線を遮る目隠し等を計画する。
- ・更衣室、トイレ、シャワー室、機械室、器具庫等の附属施設を一体的に計画する。
- ・体温調節が難しい児童生徒用の採暖用ジャグジープールを室内に計画する。

6) 管理関係室

□校長室兼応接室

- ・職員室に隣接した位置で計画する。
- ・応接できる室内空間・仕様とし、各種資料などを保管する棚を設ける。

□職員室

- ・グラウンドが見渡せること及び来校者等が意識できる等、防犯対策や緊急対応がしやすい位置とする。
- ・小、中、高で共用して使用し、教職員約130名が入るスペースを確保する。
- ・将来の教職員数等の変化に対応できるように配慮する。
- ・打合せスペースや放送室、印刷室、給湯室、OA機器室等を近接させる。
- ・収納スペースの機能を設ける。

□事務室

- ・来客用玄関に面して受付対応ができる計画とする。
- ・室内に打合せスペース、給湯コーナーを設ける。

□教材室・書庫等

- ・教材室は普通教室に近い位置に小、中、高別に数か所設ける。
- ・書庫は事務室に近接した位置に計画する。

□会議・研修室

- ・管理系ゾーンに計画する。
- ・移動間仕切で3室に分割して、多目的に利用できるよう配慮する。
- ・近接した位置に倉庫を設ける。

□保健室

- ・グラウンドに面した位置に計画する。
- ・外から直接出入りができ、緊急車両が横付けできるよう配慮する。

□更衣室（教職員）

- ・管理系ゾーンに計画し、男女2室とする。
- ・職員玄関と職員室の動線上に配置し、防犯に配慮する。

□休養室

- ・管理系ゾーンに計画し、男女2室とし落ち着いた位置に計画する。

□保護者控室

- ・地域開放エリア及び昇降口に近接した位置に計画する。

□運転手控室

- ・スクールバス運転手の休憩や待機場所として計画する。

□進路指導室・教育相談室

- ・職員室に近接した位置で計画する。

7) 共用室

□食堂

- ・小、中、高の普通教室からの動線に配慮した位置で計画する。
- ・小、中、高等部及び教職員の学部別に一斉使用できる広さを確保する。

□給食室

- ・学校給食衛生管理基準やHACCPに準じた仕様で計画する。
- ・細菌の繁殖や汚染を防ぐドライシステム方式の採用や最新の厨房機器を導入する。
- ・アレルギー調理や特別調理室を計画する。

□地域支援室

- ・地域の方の利用しやすい位置に配置する。
- ・地域の方の専用玄関を設け、近接する多目的室との相互利用を図る。

□トイレ

- ・自然採光や風通し（自然換気）を取り入れ、明るい安らぎの空間となるよう配慮する。

- ・児童生徒用トイレと多目的トイレは隣接させる。
- ・洗濯機、乾燥機のスペースも計画する。

### 3. 立面計画

---

児童生徒が学習、生活の場として過ごす施設として、落ち着いた色調により、田園風景と背後にある山並みに溶け込む、やさしい外観とする。各棟共に勾配屋根を採用することで、全体の統一感を創出する。

#### (1) 普通教室棟

- ・教室南面は採光や換気ができる引違い窓による構成とする。
- ・2階の教室前は安全上及び避難にも利用できるバルコニーを計画し、シンプルな外観にアクセントとしてデザインする。
- ・東面では、校舎が3棟連なることでリズムカルな表情となるよう計画する。
- ・校舎間の中庭は、それぞれの色彩や表情により豊かな空間となるよう計画する。

#### (2) 特別教室棟

- ・北側の住宅へのプライバシーや見え方に配慮した窓の計画とする。
- ・中庭側は、日当たりに配慮して開放感ある窓とする。

#### (3) 体育館棟

- ・東面から見える大きな壁面は、高さを抑え威圧感の無い表情をデザインする。
- ・体育室への採光としての窓は、南北面を主として計画する。

#### (4) 食堂棟

- ・西側の住宅へのプライバシーに配慮し、1階屋上に目隠しルーバーを計画する。

### 4. 断面計画

---

児童生徒が学習、生活の場として過ごす施設として、機能性、快適性、経済性を考慮した適正な階高を想定する。

#### (1) 天井高の想定

- ・教室の天井高は2.7mを標準とする。
- ・教室と廊下の天井高さは、同じとすることで開放感を創出する。
- ・体育室は、バレー、バスケットに支障のない梁下7.5m以上を確保する。

#### (2) 階高の想定

- ・1階の高さは4mとする。(天井高+構造体+天井ふところを考慮)
- ・2階体育室は、階下への騒音、振動に配慮して2重床を採用する。

## 5. 仕上計画

---

周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮する。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化を図る。

また、使用材料は「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮する。

### (1) 外部仕上の留意点

- ・ 外壁に使用する材料は、経年劣化の少ない耐久性の高い材料を選定する。
- ・ 躯体のクラックによる漏水を防げる仕上げ材に配慮する。
- ・ 屋根に用いる防水材は、将来の更新を考慮した材料を選定する。
- ・ 金属系の屋根材を用いる場合は、耐久性・美観性・防水性に配慮し、適切な勾配や漏水の無い納まりを検討する。
- ・ 大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意する。

### (2) 内部仕上の留意点

- ・ 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を生かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用する。
- ・ 壁の仕上げ材は、全施設において児童生徒等の蹴破り等に耐えられる設えとすること。なお、消火器等については壁面に埋め込むことを基本とし、突起物が無いよう計画する。
- ・ 堅牢なつくり、丈夫な材質のものを採用する。
- ・ 汚れにくく、清掃がしやすく騒音を抑える効果があるタイルカーペットなども検討する。
- ・ 壁、天井等の内装は、十分な防火性のある材料を採用する。
- ・ 水を使用する部分、昇降口等の雨が持ち込まれる部分には、耐水性、耐湿性、耐久性の高い、清掃がしやすく、濡れても滑りにくい材質を選定する。
- ・ 再生資源を利用した材料等の使用についても検討する。
- ・ 外気に面する壁や最上階の天井には、十分な断熱化を図る。

### (3) 色彩

- ・ 視覚、心理的に快適な学校生活を送るため、施設全体の色彩計画について十分検討する。

## 6. 構造計画方針

児童生徒が学習、生活等の場として過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に多数の住民等が利用することを考慮し、耐震性を高めるなど十分な安全性を確保する。

### (1) 上部構造

- ・構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、適切に計画する。
- ・建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合においては、建物の振動状況について十分に検討する。
- ・建物から突出する部分は、必要な耐震性、耐風性、耐久性、耐寒冷性等を確保する。

### (2) 基礎構造

- ・地盤調査を基に、直接基礎における基礎形式又は杭基礎における杭の工法及び種類に応じ、適切に計画する。
- ・施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切に計画する。

### (3) 耐震性能

#### 1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

- ・施設の構造体耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」のⅡ類とする。

#### 2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

- ・施設の非構造部材の耐震安全性能分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」のA類とする。

#### 3) 建築設備の耐震安全性の分類

- ・設備の耐震対策は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の乙類とする。

### (4) 構造概要

- ・校舎は、普通教室棟、特別教室棟、体育館棟、食堂棟とそれぞれにエキスパンションにて区分した無理のない構造形式とする。

#### 1) 普通教室棟 構造形式：鉄筋コンクリート造

架構形式：X方向 ラーメン構造 Y方向 ラーメン+耐震壁架構

#### 2) 特別教室棟 構造形式：鉄筋コンクリート造

架構形式：X方向 ラーメン構造 Y方向 ラーメン+耐震壁架構

#### 3) 体育館棟 構造形式：鉄筋コンクリート造 一部屋根鉄骨造

架構形式：XY方向共 ラーメン構造

#### 4) 食堂棟 構造形式：鉄筋コンクリート又は鉄骨及び木造の何れか

架構形式：X方向 ラーメン+耐震壁架構 Y方向 ラーメン構造

## 7. 電気設備方針

---

児童生徒等の学校活動においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう、特別支援学校という施設であることを念頭に置き、設備の効率かつ効果的な運用ができるように、下記の項目を基本方針とする。

- 1.省エネルギーを十分に考慮し、経済性の高いシステムを採用する。
- 2.設備機器、器具等の導入に当たっては、安全で全ての利用者が使い易く、維持管理しやすいものとする。
- 3.耐震性・耐久性・信頼性があり、且つ機能的なものを採用する。

### □照明設備

- ・照明器具は、障がいの特性等を考慮しつつ、各部屋の利用内容等に応じ必要となる照度を確保し見やすく眩しさの無い良質な光環境が得られる器具を選定する。
- ・配線系統は、適宜各部の照明の点滅等を行うことができるよう照明器具の配列等に応じ適切に計画する。
- ・点滅スイッチは、操作し易い仕様のあるものを選定し、適切な位置に配置する。
- ・省エネの観点からセンサー等を利用した点滅方式を選定する。
- ・器具の落下防止措置を行うと共に必要に応じ破損防止の措置を講じる。
- ・災害時の利用も踏まえ、一部の器具は自家発電設備の電力で点灯可能な計画とする。
- ・外部の照明器具は、十分な耐候性を持ったものを選定する。また、周辺環境への影響に配慮し非拡散性の器具とする。

### □コンセント設備

- ・各室のコンセントは、使いやすい位置に事故防止に配慮した安全な仕様とする。
- ・必要に応じ、天井吊り下げ型コンセントを計画する。
- ・電動車、車椅子等の補助用具を使つての移動に配慮しつつ、使いやすい位置にコンセントを設置する。
- ・フロアコンセントを設置する場合は、清掃等の維持管理に留意すると共に使い勝手に配慮した配置とする。
- ・電圧の高いコンセントには事故の発生を防止するために十分な措置を講じる。
- ・安全性を考慮し、必要部分には漏電遮断器を介した回路にコンセントを設置する。

### □受変電設備

- ・受変電設備の容量は、負荷を適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画する。
- ・将来の電力需要の増大に対応可能なスペースを持った計画とする。
- ・電力の使用量の詳細を管理する目的でデマンド監視装置を計画する。
- ・想定される水害に対して安全な場所への配置を計画する。
- ・周囲には必要な高さの施設可能な防護柵を設ける等の安全対策を講じる。

### □非常用自家発電設備

- ・発電設備の容量は、負荷を適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画する。

- ・将来の発電回路の増大に対応可能な容量を持った計画とする。
- ・燃料は、調達のし易さから軽油とする。
- ・連続運転時間は、関係各所と調整の上、1～3日を想定する。
- ・想定される水害に対して安全な場所への配置を計画する。

#### □映像系設備

- ・地デジ等のテレビ電波の受信に関しては、アンテナ設置を基本とするがCATVの導入についても検討する。
- ・モニターの設置位置について、児童生徒の目線や衝突に配慮しつつ、窓、照明等の位置を考慮した適切な計画とする。
- ・技術の進展を考慮した配管等の計画とする。

#### □音声系設備

- ・音響設備は、利用目的に応じ、多目的室・集会室等へ個別に設置する。
- ・非常時に児童生徒等が速やかに避難行動が可能となるよう停電時でも対応可能な、非常放送設備を館内に設置する。また、緊急地震速報及びJアラートとの接続が可能な設備とする。
- ・屋外に設置するスピーカーについては、その音響が周辺へ支障を及ぼすことがないよう位置及び向きに充分検討する。

#### □情報系設備

- ・情報の種類、内容に応じ映像系設備と音声系設備との組み合わせに考慮しつつ、視覚・聴覚による情報伝達のための仕様を検討し、適切な位置に必要な配管・配線を設置する。
- ・電話、インターホン、校内LAN、テレビ会議等の設備は、使用目的に応じ、必要となる回線網を適切に確保する。
- ・視聴覚教育メディア等のネットワークの構築を視野に入れ、各室及び空間に情報用アウトレットやコンセントを適切に配置する。
- ・室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応可能となるよう、配線等の敷設は柔軟に対応できるOAフロアを検討する。
- ・校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクターの設置を視野に入れ検討する。
- ・緊急呼出設備につて、トイレを中心に必要箇所に設置する計画とする。

#### □自動火災報知設備

- ・消防法に準拠し自動火災報知設備を設置する。
- ・避難に支障がでないよう非常放送と連動可能な設備とする。
- ・火災発生場所の特定が可能なアナログ式及び自動試験機能付感知器とする。
- ・誤報の発生が少なく管理がしやすいシステムを総合的に判断しR型受信機を事務室等に設置する。

## 8. 機械設備方針

---

児童生徒等の学校活動においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう、特別支援学校という施設であることを念頭に置き、設備の効率かつ効果的な運用ができるように、下記の項目を基本方針とする。

- 1.省エネルギーを十分に考慮し、経済性の高いシステムを採用する。
- 2.設備機器、器具等の導入に当たっては、安全で全ての利用者が使い易く、維持管理しやすいものとする。
- 3.耐震性・耐久性・信頼性があり、且つ機能的なものを採用する。

### □給水設備

- ・敷地西側道路内に敷設の市水本管から分岐する。
- ・給水方式は、受水槽+加圧ポンプ方式を基本とする。
- ・受水槽は屋外に設置し、耐久性に優れたステンレス製受水槽（ポンプ室付）とする。
- ・受水槽容量は、人員の利用水量等により算定する。また、災害時の利用も考慮し必要水量を算定する。
- ・災害時の上水確保として、受水槽に感震器付緊急遮断弁を設け、直接採水用として非常用水栓を設置する。
- ・水栓の個数、配置は利用状況に応じ配置し、水栓の形状、設置高さは児童生徒が利用しやすいように配慮する。
- ・教室前のテラス等には、手足洗いができるように水栓を配置する。
- ・便所洗浄水として、雨水の中水利用の検討を行う。

### □給湯設備

- ・必要な給湯量や利用方法を考慮し、給湯設備（貯湯式電気温水器、ガス給湯器等）を設置する。
- ・トイレ内の洗浄シャワー及びプールシャワーなどには、温水利用を可能とする。

### □排水設備

- ・建物からの生活排水は、下水処理区域外ではあるが、下水本管が西側道路に敷設されていることより、下水接続の可能性を検討する。
- ・建物内の排水管は、原則として汚水と雑排水の合流方式とする。

### □衛生器具設備

- ・児童生徒の体格、身体の動きの状態、発達状況に対応できるように、衛生器具仕様を選定し、各所に配置する。
- ・教職員等の介助の方法に応じ、操作しやすい仕様とする。
- ・児童生徒の障がいの状態や特性などによる汚物の発生状況を的確に把握し、適切に処理できるように、汚物の洗浄処理設備（汚物流し）を計画する。
- ・衛生的で清掃性の良い防汚型器具を採用する。

- ・多機能トイレは、コンパクトなスペースで、施工性・清掃性・経済性に配慮した計画とする。また、オストメイトの設置も検討する。
- ・洋風大便器は、タッチスイッチ式フラッシュバルブ方式を基本とし、介助者にも対応しやすいよう配慮する。
- ・小便器は、小学校低学年でも利用しやすい壁掛け低リップ形の自動センサー洗浄式とする。

#### □ガス設備

- ・敷地西側道路に敷設の都市ガス（東邦ガス）から分岐する。
- ・マイコンメーターの保安機能（流量異常による遮断、感震遮断等）により、安全性に配慮する。

#### □消火設備

- ・所轄消防署との協議により消防法に準拠した消火設備（屋内消火栓等）を設置する。  
建物用途：消防法施行令別表第 1 の 6 項二
- ・消火器は歩行距離 20m 以下ごとに配置する。

#### □空気調和設備

- ・熱源方式は、安定した熱供給や低廉なイニシャルコスト・ランニングコストなどを総合的に判断し熱源機器を決定する。
- ・児童生徒の心身の発達状況や、児童生徒及び教職員などの健康面への影響、維持管理のしやすさの諸条件を総合的に配慮し、ゾーニング計画を行い、省エネルギー効果を高める。
- ・各室、空間容量、形状、利用人数、学習内容などに応じ、冷暖房の負荷を算出し、適切な空調機器を選定する。
- ・各室に個別リモコンを設置し、適宜設備の運転、停止及び調節を行うことができるように適切に区分する。
- ・一括運転管理ができるように、管理エリアに集中リモコンを設置する。
- ・自分で体温を保持することが困難な児童生徒ために良好な環境条件を確保できるようなシステムを必要に応じ検討する。

#### □換気設備

- ・空気の浄化、熱及び臭気除去、酸素の供給等を目的として、有効に室内の空気を外気と入れ替えられるように計画する。
- ・火気を使用する室や冷暖房の行われている室など活動内容により密閉状態で利用する室等においては、必要な換気量を算出し計画する。
- ・在室人数の多い居室及び空調稼働率の高い部屋には、エネルギーロス低減のために、全熱交換型換気扇の採用などを検討する。
- ・居室部分は、建築基準法に基づき、シックハウス対策として 24 時間換気を行う。
- ・トイレの換気扇スイッチは人感センサーを基本とする。